

## 選択約款に加入されているお客さまへ

# 低圧小売全面自由化開始以降の 契約継続について

平成27年8月27日  
東北電力株式会社

当社は、平成28年4月1日から実施される低圧小売全面自由化に向け、「新たな料金メニュー」の設定について検討を進めております。

これに伴い、平成28年3月31日をもって、「選択約款」の新規加入受付を終了いたしますが、**この時点で「選択約款」に加入されているお客さまにつきましては、お客さまから契約変更のお申込みがない場合は、平成28年4月1日以降も引き続き現行と同様の料金メニュー<sup>※1</sup>によりご契約が継続<sup>※2</sup>となります**ので、今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

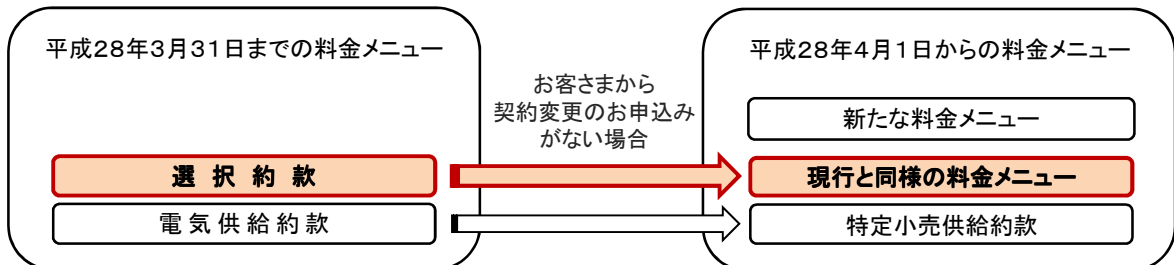
なお、従量電灯Bや低圧電力等の「電気供給約款」<sup>※3</sup>に設定されている料金メニューに加入されているお客さまにつきましては、平成28年4月1日以降も電気需給契約の変更はございません。

これらについては、詳細が決まり次第、あらためてお知らせいたします。

### ■ 「選択約款」の一覧について

|                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 時間帯別電灯 A（やりくりナイト 8）  | 融雪用電力 A（楽々スノープラン）       |
| 時間帯別電灯 B（やりくりナイト10）  | 融雪用電力 AⅡ（楽々スノープラン）      |
| 時間帯別電灯 S（やりくりナイト S）  | 融雪用電力 B（楽々スノープラン）       |
| ピークシフト季節別時間帯別電灯      | 融雪用電力 BⅡ（楽々スノープラン）      |
| 季節別高負荷率電灯（セーブ上手Sプラン） | 低圧季節別時間帯別電力（とくとくパワーナイト） |
| 深夜電力 A               | 低圧高稼働契約                 |
| 深夜電力 B               | 低圧蓄熱調整契約                |
| 深夜電力 C               |                         |

### 《参考》低圧小売全面自由化開始に伴う料金メニューの移行イメージ



※1 平成28年3月31日時点で「選択約款」に加入されている場合に限り、平成28年4月1日以降引き続きご契約いただける料金メニューです。

※2 平成28年4月1日以降、電気事業法の改正により新たに設定する「離島供給約款」の対象となる新潟県の佐渡島・粟島、山形県の飛島のお客さまを除きます。

※3 電気事業法の改正に伴い、平成28年4月1日より「電気供給約款」は「特定小売供給約款」とみなされます。

以上